

刑事司法の参考事例

2022年3月19日

巫召鴻

はじめに

日本の刑事司法における無罪推定や自白の取扱いに関する参考事例をいくつか要約する。

1. 岡山女兒殺害事件の地裁判決

2022年1月7日の読売新聞朝刊33面の記事によると、2004年に岡山県津山市で小学3年の女兒（当時9歳）を殺害したとして、殺人罪などに問われたK被告の裁判員裁判で、岡山地裁は6日、求刑通り無期懲役の判決を言い渡した。捜査段階の自白の信用性が争点であった。

K被告は18年5月に逮捕され、直後の取り調べで「首を絞め、刃物で刺して殺害した」と自白。その後否認に転じた。検察側は公判で、自白した様子の録音・録画映像を文字に起こした「反訳書」を朗読し、映像の静止画をコマ送り形式で示す異例の立証を行った。

倉成章裁判長はこの点について「自白は客観的事実と整合しており、犯人でなければ供述することは困難だ」と述べた。有力な物証はないが、判決は自白が信用できるとして被告に有罪を言い渡した。

憲法38条1項、2項、刑事訴訟法319条1項は問題にしているが、憲法38条3項、刑事訴訟法319条2項については、棚上げして無視している裁判か。

2. 鳥取米子殺人事件における状況証拠による有罪認定

2009年に、鳥取県米子市のホテルで支配人を殺害したとして、2015年に逮捕され、強盗殺人罪に問われているIの第一審裁判員裁判では、鳥取地裁で2016年6月から7月に行われ、殺人罪と窃盗罪を適用して懲役18年（求刑は強盗殺人罪で無期懲役）を言い渡した。

広島高裁松江支部は、2017年3月27日の控訴審判決で、一審の判決理由に合理的な疑いがあるとして、原判決を棄却して無罪を言い渡した。

上告審の最高裁第二小法廷（鬼丸かおる裁判長）は、2018年7月27日に、一審判決に合理性がないとは言えないとして、高裁に差し戻し、高裁も地裁に差し戻した。

鳥取地裁の差し戻し審では、2020年11月30日に、検察の求刑通りの無期懲役の判決が言い渡された。広島高裁松江支部で審理された差し戻しの控訴審は、2021年11月8日に、被告が有罪であることが強く推測されるとして、地裁判決を支持した。被告は上告した。

犯罪立証における合理的な疑いの有無が、犯罪立証の合理性の有無の問題にすり替わっている例か。

3. 足利事件上告審の裁判長のインタビュー

1990年5月12日に栃木県足利市で女兒が行方不明になり、翌日、遺体が発見された。栃木県警はプロファイリングにより菅家利和氏を特定し、女兒の衣服に付着していた体液のDNA型が一致したとして、わいせつ目的誘拐と殺人の容疑で1991年12月2日に逮捕し、菅家氏は捜査段階で犯行を自白したが、のちに否認に転じた。

- ・ 1993年7月7日に宇都宮地裁（久保真人裁判長）で無期懲役判決
- ・ 1996年5月9日に東京高裁（高木俊夫裁判長）で控訴棄却
- ・ 1997年10月27日に、佐藤博史弁護士が押田鑑定書を添付して、DNA型の再鑑定を求める申し立てを行った。
- ・ 2000年7月17日に最高裁第二小法廷（亀山継夫裁判長）で上告棄却。DNA鑑定の証拠能力を認めるというのがその判断の根拠であった
- ・ 2002年に再審請求申立
- ・ 2008年2月13日に宇都宮地裁（池本寿美子裁判長）が、再審請求棄却。菅家氏が即時抗告
- ・ 2008年12月19日に東京高裁（田中康郎裁判長）がDNA型再鑑定を行うことを決定し、その結果、有罪の根拠となったDNA鑑定が否定された。
- ・ 2009年6月23日に東京高裁（矢村宏裁判長）で再審開始決定。
- ・ 2009年10月21日に宇都宮地裁（佐藤正信裁判長）で再審公判が始まった（その後、無罪確定）。

毎日新聞は、2009年6月下旬に、足利事件の上告審を担当した最高裁判事5名と、再審請求を棄却した宇都宮地裁の裁判官3名に対するアンケートを実施した。主な質問項目は次の通り。

（最高裁判事・宇都宮地裁判事共通）

- ①殺人事件の公訴時効成立を招いたことをどう思うか
- ②菅家氏への謝罪の意思の有無
- ③一般的に裁判官は自らが審理した事件を説明すべきと思うか

（最高裁判事向け）

- ①「押田鑑定」を当時審理対象にしたか
- ②対象にした場合、決定文にその言及がなかった理由
- ③対象にしなかった場合、なぜ外したか
- ④DNA鑑定をしなかった理由
- ⑤押田鑑定が正しいと考えなかったのか
- ⑥原審を破棄しなかったことについてどう思うか

（地裁判事向け）

- ①DNA再鑑定すべきだったという批判をどう考えるか

②DNA再鑑定について当時どう考えたか。

これに対して、7月末までに6名が「回答できない」と返答し、他の2名からは、まったく返答がなかったなか、毎日新聞8月21日付の朝刊31面に、このアンケートについての記事が「謝罪意志 回答なし」という表題で掲載された。この記事で、上告審の裁判長だった亀山継夫氏が、電話取材に対して怒った口調で「その手紙(アンケート)は捨てた」と話したという逸話が紹介されている。アンケートを送付された8名の裁判官、元裁判官全員が回答を拒否したことについては、元東京高裁判事の木谷明氏が「なぜまったく答えないのか不思議。答えられる限度で率直に答えるべきではないか」とコメントした。

亀山継夫氏に対するインタビュー映像が、2009年10月21日のテレビ朝日の報道ステーションで放映された。この映像は、インターネットの動画サイトであるyoutubeにアップロードされ、視聴可能になっていた。この映像で、亀山氏は被告が公判廷で自白したことが、誤判の成立事情において重要だと話している。その部分の映像からの反訳は次の通り。

記者：(裁判の結果が)間違っただけの原因は何だと思われませんか？

亀山：もしね、それが間違っているとしたら、それはいろいろなことがあるでしょう。

ただね、自分の裁判のことではなくて、この事件のことをずっと客観的に見て、この事件の一番の問題点はね、公判廷で犯人が自白しているということです、被告人がね。

記者：自白しているということですか。

亀山：公判廷でね、それでそれは後で、いやそれは嘘だったんだというふうなことになるのですが、公判廷でそうむやみやたらに、うそでたらめを言ってもらっちゃ困るのですよ。

亀山氏の公判廷での自白という説明の背景として1947年最高裁判例を是とする考え方が彼にあったのだろうか。

4. 刑事裁判における事実認定に関する木谷明と石井一正の論争

本会、裁判正常化道志会の会員である小林秀彦は、2021年8月21日に開催された裁判司法研究会で、「疑わしきは被告人の利益に」を主題とする研究報告を行い、「刑事裁判における有罪判断」についての元高裁判事である木谷明氏と元札幌高裁長官である石井一正氏との論争を検証した。

この報告によると、木谷氏は、著書において、次のように分析している。

刑事司法の有罪認定について、刑事裁判は真犯人を有罪とし、無実の者を罰さないことを目的とするが、人間は神ではないので、完全な判断は不可能である。その場合、真犯人を処罰できないという誤りと、無実の人間を有罪にする(冤罪)という二種類の誤りを犯

す可能性があるが、冤罪を作り出すという誤りは、真犯人を無罪にする誤りよりも重大である。真犯人を取り逃がすとしても、無実の人間を罰さないように判断するべきである（疑わしきは罰せず）。つまり、有罪立証に合理的な疑いが払しょくできない場合には、無罪にするべきであると論じた。

また、自白の信用性の判断に関する最高裁の流れには、

①自白内容自体の具体性、詳細性、迫真性等からする直感的な印象を重視し、その変遷の状況、細部の食い違いなどは、重要性がないものとして切り捨てようとする立場

②自白の変遷の有無・程度や物的・客観的証拠による裏づけの有無などを検討し、より分析的・客観的に判断しようとする立場

という二通りの立場があるとした上で、②を正しいとするほぼ基本的コンセンサスが得られたとしている。①の立場は、裁判官の直感による印象で、真実性を認定することを容認するものであり、②の立場はできる限り信用性を客観的に評価しようとするものであると言える。

木谷氏の主張について、石井氏は「疑わしきは罰せず」の原則は当然としながら、有罪立証についての疑いが合理的であるか不合理であるかの区分が難しく、不合理な疑いは有罪判断を否定する根拠にはならないとして、木谷の主張を批判した。さらに、自白の信用性の判断については、客観的な証拠が少なく、供述に頼らなければならず、それが被告の自白であることもあり、特に公判廷での証言であれば、裁判官が供述者の挙動などを直に観察して真実性を直感的に判断することができるので、このような方法を否定すべきではないと主張した。

木谷によれば、日本の裁判官あるいは司法の間では、石井の考え方が優勢で、推定無罪原則を忠実に適用しようという木谷の立場はほとんど認められていない。

自白の信用性についての石井の分析では、当然に日本国憲法 38 条 3 項および刑事訴訟法 319 条 2 項が同時に検討すべき問題となるはずだが、石井はこれを無視しているように見える。